

～会社を退職された方へ～

国民年金の手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている夫または妻も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、
配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

★保険料額（定額）：月額 16,340円（平成30年度）

国保年金課で手続き
してください

◆保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

◆退職（失業）の場合のメリット

通常の免除申請は、申請者本人、申請者の夫または妻、世帯主の所得が審査対象になりますが、退職時の免除申請は、**退職された方の所得が審査の対象から除かれます。**



◇手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し及び 次の【A】または【B】

【A】 マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
及び本人確認書類（運転免許証等）

【B】 年金手帳

※ 【A】 【B】 どちらもない場合は、運転免許証等本人確認できるもの

～3月の年金相談会のお知らせ～

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

◇相談日 平成31年3月22日（金）

◇場 所 御坊市役所5階会議室

◇時 間 午前10時～午前11時30分

午後 1時～午後3時

◇申 込 電話予約が必要です。（相談日の1か月前から予約受付）

【予約申し込み先】 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0435

自動音声による案内が流れますので

・最初の案内でプッシュボタン1を押して、次の案内でプッシュボタン2を押す。

または

・番号を押さず、自動音声案内終了後、職員が応答するまでお待ちください。

◇問い合わせ 御坊市役所 国保年金課 ☎0738-23-5530